

選手村の事業計画の更新及び予測・評価の見直しについて

- ◆ 選手村の整備は、東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）の対象事業である（仮称）晴海五丁目西地区開発計画（以下「市街地再開発事業」という。）において整備する施設（以下「特定施設建築物」という。）の一部を宿泊棟等として一時使用する計画であるため、市街地再開発事業の整備に関して、条例で対象とならない環境影響要因や環境影響評価項目を検討及び予測・評価を実施し、市街地再開発事業の着工前である平成 27 年 12 月に評価書を公表した。
- ◆ 評価書公表時点では、大会時関連工事等*の整備計画は具体化されていなかったため、環境影響評価項目について、改めて検討することとしていた。
 - ※大会時関連工事等とは、以下の工事をいう
 - ・ 宿泊棟等の大会時内装を整備するための大会時関連工事
 - ・ その他の大会用仮設施設等工事
- ◆ 今般、大会時関連工事等の整備計画の具体化に合わせ、環境影響評価項目の再検討を行ったところ、以下、1、2 の理由から、大会時関連工事等と市街地再開発事業における特定施設建築物の整備工事については、両者の環境影響を一体的にとらえることが適切と考えられるため、環境影響評価項目の再検討及び予測・評価の見直しを行うこととした。
 - 1 大会時関連工事は、市街地再開発事業の付帯工事として、同一事業者により、一体として施工されること。
 - 2 その他の大会用仮設施設等工事は、大会時関連工事と比較して規模が小さいこと。

なお、予測・評価の見直しの結果は、平成 32 年 8 月公表予定のフォローアップ報告書に反映することとするが、約 2 年後となるため、見直しの結果等については、今回、別紙のとおり、事前報告を行う。

- ◆ 環境影響評価項目の再検討及び工事用車両の走行に伴う「大気等」、「騒音・振動」、「交通渋滞」、「交通安全」について予測・評価の見直しを実施した結果、いずれも従前の環境影響と同等以下であったことから、評価の結論は変わらないと考えられる。

選手村の事業計画の更新及び予測・評価の見直しについて

1. 選手村の実施段階環境アセスメントの経過

選手村の実施段階環境アセスメントの経過は、表 1-1 に示すとおりである。本計画は、平成 27 年 3 月 26 日に評価書案を、同年 12 月 21 日に評価書、平成 28 年 4 月 26 日にフォローアップ計画書、平成 30 年 4 月 5 日にフォローアップ報告書（大会開催前その 1）をそれぞれ公表した。

これらの評価書等では、選手村整備に係る計画のうちの仮設施設については、諸元が具体化されていなかったため、環境影響評価の対象とはせず、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討することとしていた。

なお、選手村として一時使用する住宅棟（板状）及び商業棟等を整備する（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業（以下「市街地再開発事業」という。）は、東京都環境影響評価条例の対象事業であるため、別途、同条例に基づく環境影響評価を実施している。市街地再開発事業の環境影響評価手続の状況は、表 1-2 に示すとおりである。

表 1-1 選手村の実施段階環境アセスメントの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	平成 26 年 3 月 28 日
意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日
都民等の意見	82 件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	平成 26 年 5 月 29 日
環境影響評価書案が公表された日	平成 27 年 3 月 26 日
意見を募集した日	平成 27 年 3 月 26 日～平成 27 年 5 月 9 日
都民等の意見	1 件
評価書案審査意見書が送付された日	平成 27 年 10 月 13 日
環境影響評価書が公表された日	平成 27 年 12 月 21 日
フォローアップ計画書が公表された日	平成 28 年 4 月 26 日
フォローアップ報告書（大会開催前その 1）が公表された日	平成 30 年 4 月 5 日

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

表 1-2 市街地再開発事業の環境影響評価手続の状況

手続の経過	提出年月日	備考
環境影響評価書	平成 27 年 12 月 1 日	
変更届	平成 28 年 3 月 29 日	事業計画・施工計画の変更
着工届	平成 28 年 4 月 12 日	
事後調査計画書	平成 28 年 4 月 12 日	
変更届	平成 28 年 12 月 20 日	事業者の変更（特定建築者の追加）
変更届	平成 29 年 1 月 17 日	施工計画の変更
変更届	平成 29 年 3 月 27 日	施工計画の変更
事後調査報告書（工事の施行中その 1）	平成 30 年 3 月 16 日	大気汚染、騒音・振動
変更届	平成 30 年 7 月 23 日	事業計画の変更
変更届	平成 30 年 10 月 31 日	施工計画の変更

2. 計画の更新の概要

設計の進捗に伴い、仮設施設の諸元が具体化されたことから、表 2-1 に示すとおり、選手村整備に係る計画を更新する。

表2-1 主な計画の更新内容及びその理由の概要

項目	更新内容及びその理由の概要
(1) 基本計画	設計の進捗に伴い、仮設施設の配置計画等を更新する。
(2) 施工計画	設計の進捗に伴い、仮設施設の工事工程等を更新する。

2.1 基本計画の更新内容

選手村整備のうち、市街地再開発事業の施行地区内の道路や下水道等のインフラを整備する基盤整備工事は、東京都が整備を進めている。また、市街地再開発事業のうち、住宅棟（板状）、住宅棟（超高層タワー）及び商業棟については、特定建築者制度¹を活用して、民間事業者が建築主体となり建物の整備を進めている。

宿泊棟等の大会時内装を整備するための大会時関連工事²及びその他の大会用仮設施設等工事³（以下、「大会時関連工事等」という。）については、大会組織委員会が整備を進めている。

選手村の実施段階環境アセスメントでは、表2. 1-1に示す各仮設施設のうち、市街地再開発事業として整備する住宅棟（板状）及び商業棟について、環境影響評価の対象としていたが、大会時関連工事等については具体的な計画が未定であるため、環境影響評価の対象としていなかった。

今般、設計の進捗に伴い、大会時関連工事等として整備する施設についても配置計画等が具体化された。大会時の仮設施設の配置図は、図2. 1-1(1)に示すとおりである。

東京2020大会では、市街地再開発事業として整備する住宅棟（板状）及び商業棟について、それぞれ内装を整備して宿泊棟及び選手利便施設として、一時使用する計画である。

その他の仮設施設は、会場エリア内の既存の晴海客船ターミナルの内装を改修して利用するほか、会場エリア内の既存の建築物を耐震補強して利用する計画である。また、会場エリア内の既存道路を改修してバス発着場等を整備する。

選手村の仮設施設として新たに建築物を整備⁴するのは、選手利便施設（商業棟として整備する施設を除く）及び運営施設である。

1 施設建築物の建築等を施行者に代わり、民間事業者等に実施させることができる制度。この制度により、民間事業者の資金力とノウハウ等を積極的に活用できるようになり、より魅力的で処分性の高い建物を建築し、事業を円滑に推進することができる。

2 大会時関連工事：市街地再開発事業として整備する住宅棟（板状）及び商業棟について、大会組織委員会が大会時の宿泊施設や選手利便施設としての内装を整備する工事

3 大会用仮設施設等工事：大会組織委員会が大会時関連工事以外に行う仮設施設を整備する工事

4 新たに建築物を整備する施設については、建築基準法及び消防法に基づく基準を満足する計画である。

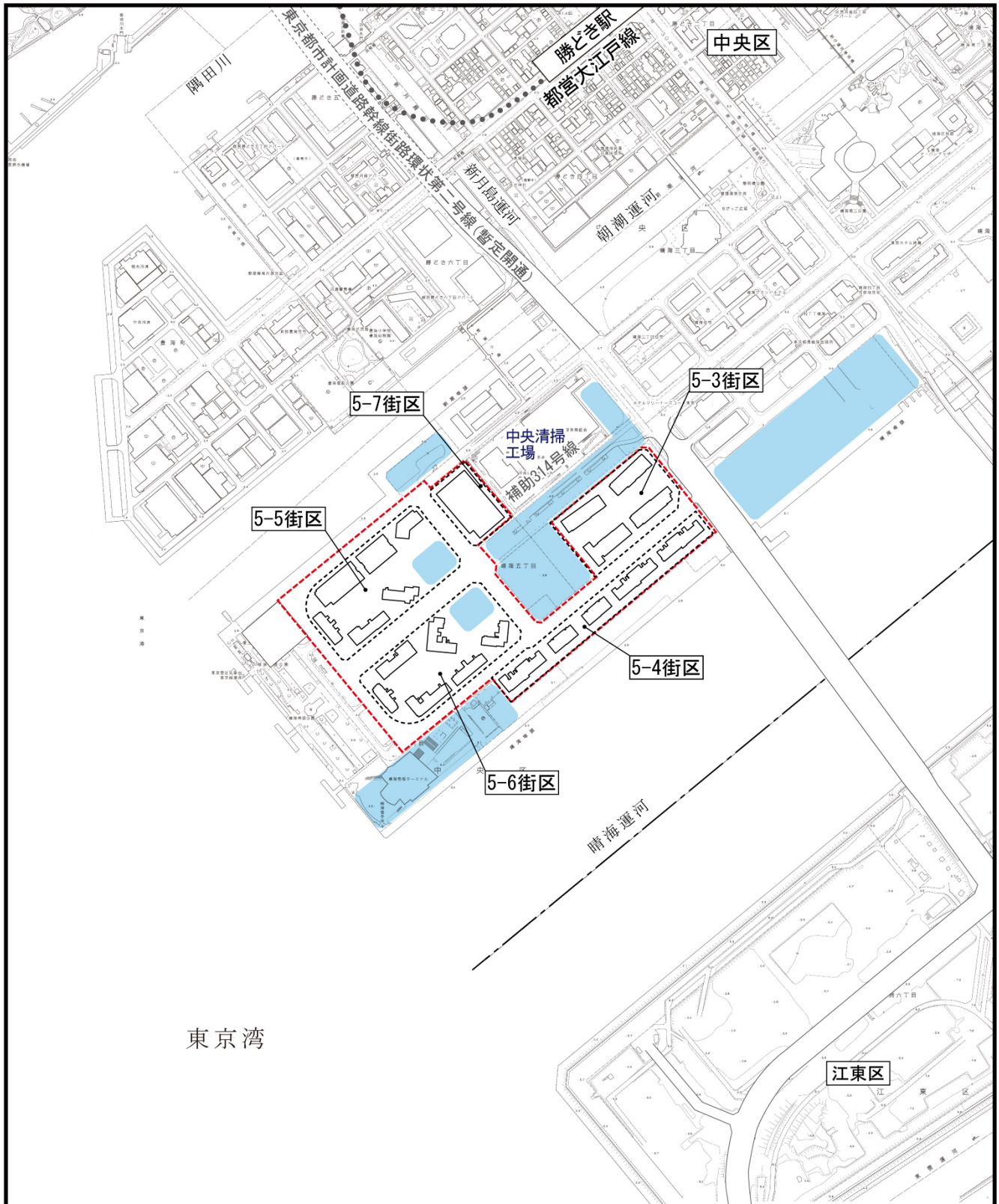
表2.1-1 仮設施設の概要

施設名	整備内容 ^{注1)}
宿泊棟 ^{注2)} (大会後、住宅棟 (板状) ^{注3)} として整備)	大会時関連工事(内装の整備)
選手利便施設 ^{注2)} (大会後、商業棟 ^{注3)} として整備)	大会時関連工事(内装の整備)
選手利便施設	大会用仮設施設等工事(新築)
運営施設	大会用仮設施設等工事(新築)
運営施設等	大会用仮設施設等工事(既存施設の改修等)

注 1) 整備内容は、これまでの選手村の実施段階環境アセスメントでは、環境影響評価の対象としていなかったが、今回の基本計画の更新に伴い追加する事項。

2) 東京 2020 大会では、市街地再開発事業として整備する住宅棟 (板状) 及び商業棟について、それぞれ内装を整備して宿泊棟及び選手利便施設として、一時使用する計画である。

3) 住宅棟 (板状) 及び商業棟の建築に係る予測・評価は、それぞれ「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書 (選手村)」(平成 27 年 12 月 東京都) 及び「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会フォローアップ計画書 (選手村)」(平成 28 年 4 月 東京都) において実施済み。なお、実施済みの環境影響評価時点における配置計画図は、図 2.1-1(2)に示すとおりである。



凡 例

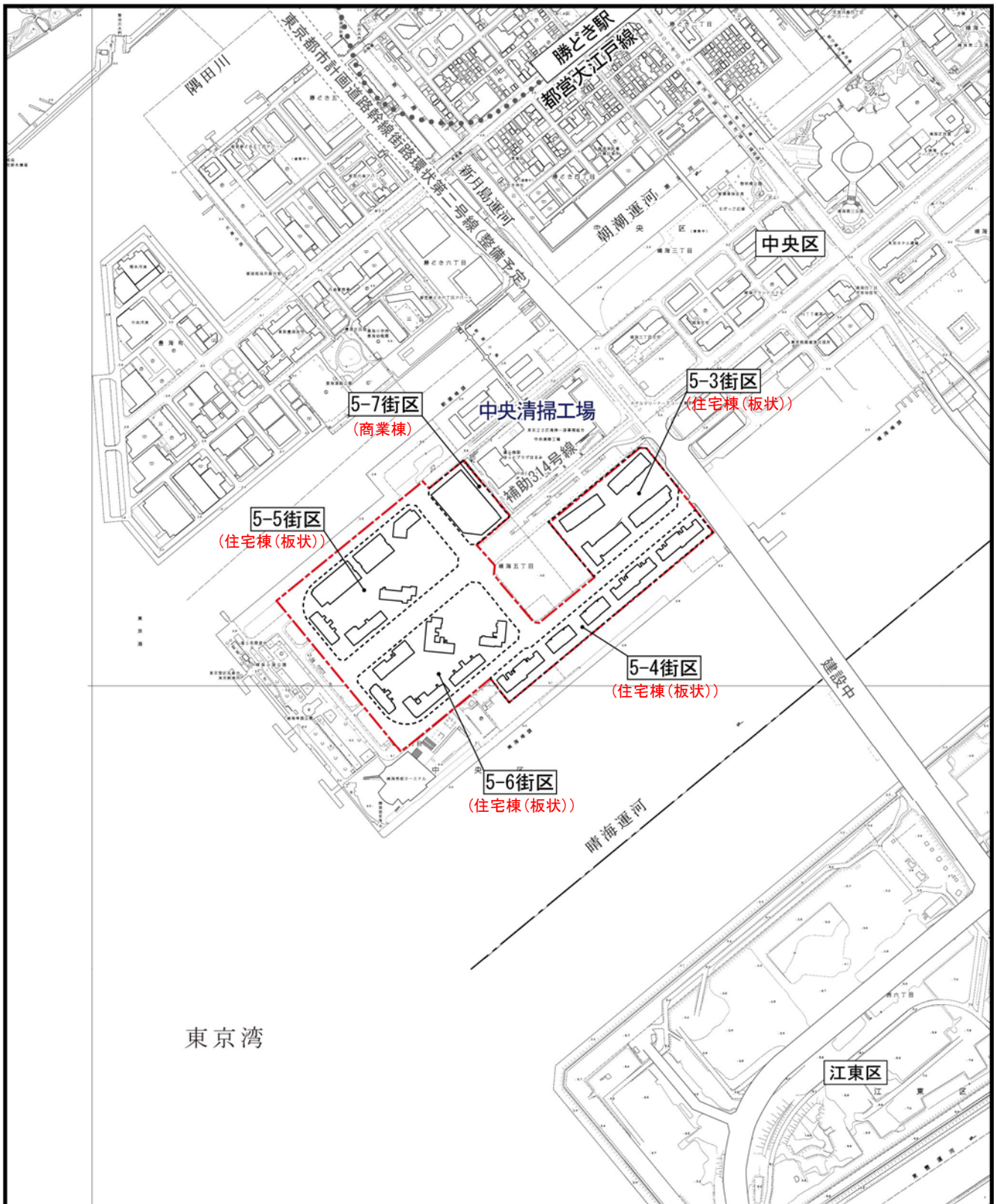
- (仮称) 晴海五丁目西地区
第一種市街地再開発事業計画地
- 区界
- 敷地境界
- 計画建築物
- 仮設整備エリア



Scale 1:10,000



図 2.1-1(1) 配置計画図
(計画の更新後)



凡例

- 計画地
- 敷地境界
- 区界



Scale 1:10,000



注) () 内は、大会後、改修し市街地再開発事業において整備される建築物
 出典：「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会フォローアップ計画書
 (選手村)」(平成28年4月 東京都) に一部加筆

図 2.1-1(2) 配置計画図
 (計画の更新前)

2.2 施工計画の更新内容

(1) 工事工程

選手村整備の施工計画は、表2.2-1に示すとおり、大会前の工事工程は、2016年から2020年までの51か月を予定している。このうち、大会前の大会時関連工事等の工事工程は、2018年から2020年までの27か月を予定している。大会後は、住宅棟（板状）及び商業棟の内装を含め全ての仮設施設を撤去する計画であり、仮設施設の撤去等の工事は、2020年から2022年までの25か月を予定している。

表 2.2-1 工事工程（予定）

工種 / 月		5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	
恒久施設工事	基盤整備工事	[黒塗り]											
	住宅棟（板状）		[黒塗り]										オリンピック・パラリンピック
	住宅棟（超高層タワー）		[黒塗り]										
	商業棟		[黒塗り]										
大会時関連工事	宿泊棟		[黒塗り]										
大会用仮設施設等工事	選手利便施設（商業棟）												
	選手利便施設												
	運営施設												
大会用仮設施設等工事		運営施設等											

工種 / 月		55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
恒久施設工事	基盤整備工事										
	住宅棟（板状）										
	住宅棟（超高層タワー）										
	商業棟										
大会時関連工事	宿泊棟										
	選手利便施設（商業棟）										
大会用仮設施設等工事	選手利便施設										
	運営施設										
	運営施設等										

(2) 施工方法の概要（予定）

1) 基盤整備工事

市街地再開発事業として、既存道路の舗装版撤去、道路盛土工事、下水工事、街築・車道舗装工事、埋設工事及び歩道舗装工事を行う。

2) 宿泊棟（大会後、住宅棟（板状）として整備）

市街地再開発事業として、基礎工事、山留工事、掘削工事、地下・地上躯体工事、仕上・設備工事、盛土・外構工事を行う。また、大会組織委員会が、大会仕様の内装工事を実施する。

3) 選手利便施設（大会後、商業棟として整備）

市街地再開発事業として、基礎工事、山留工事、掘削工事、地下・地上躯体工事、仕上・設備工事、盛土・外構工事を行う。また、大会組織委員会が、大会仕様の内装工事を実施する。

4) 選手利便施設

基礎工事、躯体工事、屋根工事、設備工事、外装・内装工事、外構工事等を実施する。

5) 運営施設

直接基礎による基礎工事、躯体工事（木材架構）、屋根工事、設備工事、外装・内装工事、外構工事等を実施する。

6) 運営施設等

既存施設の改修工事等を実施する。

7) 解体工事

仮施設を撤去し、住宅棟（板状）、商業棟等の原状回復を行う。

(3) 工事用車両（予定）

大会時関連工事等の工事用車両台数のピークは、大会時関連工事等の工事着工後 15 か月目（選手村整備の全体としては工事着工後 39 か月目）であり、工事用車両台数は、840 台/日を予定している。また、市街地再開発事業も含めた工事用車両台数のピークは、大会時関連工事等の工事着工後 10 か月目（選手村整備の全体としては工事着工後 34 か月目）であり、工事用車両台数は、1,568 台/日を予定している（資料編 p.3 参照）。

東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線（築地～豊洲間）が平成 30 年 11 月 4 日に暫定開通したことから、工事用車両の走行ルートを分散させるため、同路線（築地～晴海間）についても工事用車両を通行させることとした（p.19 参照）。

(4) 建設機械（予定）

各工事において想定する主な建設機械は、表 2.2-2 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、不要なアイドリングの防止に努めるよう周知して、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める計画である。

表2.2-2 主な建設機械

施設名	主な建設機械
基盤整備工事	バックホウ、ブルドーザー、ラフタークレーン
宿泊棟 （大会後、住宅棟（板状）として整備）	三点式杭打機、アースドリル掘削機、バックホウ、クラムシェル、クローラークレーン、ラフタークレーン、タワー クレーン（電動）
選手利便施設 （大会後、商業棟として整備）	
選手利便施設	バックホウ、ラフタークレーン
運営施設	バックホウ、ラフタークレーン
運営施設等	バックホウ、コンバインドローラー、モーターグレーダー、 アスファルトフィニッシャ、ラフタークレーン、積載型ト ラッククレーン

(5) 工事中の廃棄物等処理計画

建設工事に伴い発生する建設廃棄物等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物等については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。

大会後の仮設施設の解体工事については、仮設施設の資材等を可能な限り再利用する計画を検討中である。なお、一部の運営施設は、全国の自治体から無償で借り受けた木材を使用して建設し、大会後に解体された木材を各自治体の公共施設などでレガシーとして活用することにより、環境負荷を低減し、持続可能性の実現を目指している。

3. 計画の更新に伴う環境影響評価の項目及び予測・評価の見直し

「2. 計画の更新の概要」に示したとおり、選手村については、市街地再開発事業の住宅棟（板状）及び商業棟として整備する宿泊施設及び選手利便施設について、土壌、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、廃棄物、エコマテリアル、温室効果ガス、エネルギー、移転、交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全の 11 項目の環境影響評価の項目を選定し、評価書及びフォローアップ計画書を公表している。また、評価書及びフォローアップ計画書時点では、宿泊棟等の大会時内装を整備するための大会時関連工事等の整備計画は具体化されていなかったため、大気等、緑、騒音・振動、日影、景観、自然との触れ合いの場、歩行者空間の快適性、水利用、土地利用、地域分断、安全、消防・防災の 12 項目については、環境影響評価の項目を再検討することとした。

今般、大会時関連工事等の整備計画の具体化に合わせ、評価書において選定した 11 項目及び再検討する 12 項目について、表 3-1 に示す環境影響要因を勘案し、環境影響評価を検討する項目として選定した。その上で、評価書において環境影響評価を実施していない事項については、予測・評価の必要性を、評価書において環境影響評価を実施している事項については、予測・評価の見直しの必要性を検討した。

表 3-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒久施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
開催中	競技の実施	競技の実施に伴う影響	
	大会の運営	大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響	
開催後	仮設施設	解体工事	東京 2020 大会の仮設施設の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒久施設	設備等の持続的稼働	東京 2020 大会後の施設の継続的利用に伴う影響

注) 網掛けは、本資料では対象としない環境影響要因を示す。また、選手村は、東京 2020 大会の開催期間中のみ使用される施設であるため、選手村としての設備等の持続的稼働は想定されない。

予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性の検討結果は、表 3-3(1)～(4)に示すとおりである。

表 3-2 (1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		予測事項	区 分				開催前		開催中		開催後		
			環境影響要因	施設の建設	工事用車両の走行	建設機械の稼働	建築物の出現	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度		◎	-			○		◎	-	
			・ アスリートへの影響の程度										
		水質等	・ 水質の変化の程度										
	・ アスリートへの影響の程度												
	土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度	○										
		・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無	○										
		・ 汚染土壌の量											
	生態系	生物の生育・生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度	○									
			・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度	○									
		水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度										
			・ 地下水の水位及び流動の変化の程度										
			・ 湧水流量の変化の程度										
		生物・生態系	・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	○									
			・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度	○									
	・ 水生生物相の変化の内容及びその程度												
	・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度		○										
	・ 生態系の変化の内容及びその程度		○										
	・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度												
・ アスリートへの生物等の影響の程度													
生活環境	騒音・振動	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度	-										
		・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動		◎						◎			
		・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動							○				
・ 建設機械等の騒音及び振動					-					-			
・ 会場設備等からの騒音及び振動													
・ 競技実施に伴う騒音及び振動													
日影	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度							-					
	・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度							-					
	・ 日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物							-					
アメニティ・文化	景観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度											
		・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度											
		・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度											
		・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度											
		・ 圧迫感の変化の程度											
		・ 緑視率の変化の程度											
	・ 景観阻害要因の変化の程度												
自然との触れ合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度	-											
	・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度				-						-		
	・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度		-							-			

注1) ◎は、本資料において予測・評価を実施する事項又は計画の具体化に伴い予測・評価の見直しを実施する事項を示す。薄い網掛け()以外の○は、評価書において環境影響評価を実施しているが、計画の具体化に伴い予測・評価の見直しを検討した結果、必要性がない事項を示す。-は、計画の具体化に伴い予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。
 2) 濃い網掛け(■)は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項、又は選手村としての設備等の持続的稼働が想定されない事項であるため、本書では対象としないことを示す。
 3) 薄い網掛け()のうち、開催中の環境影響要因は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行う。

表 3-2 (2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		環境影響要因 予測事項	区 分									
			開催前			開催中			開催後			
			施設の建設	工事用車両の走行	建設機械の稼働	建築物の出現	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性	・ 緑の程度	—				○				
		・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度	—				○					
	史跡・文化財	・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度										
		・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度										
		・ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度										
		・ 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度										
	資源・廃棄物	水利用	・ 水の効率的利用への取組・貢献の程度				—	○				
		廃棄物	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等	○					○			
		エコマテリアル	・ エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度	○								
	温室効果ガス	温室効果ガス	・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度			○			○			
エネルギー		・ エネルギーの使用量及びその削減の程度			○			○				
社会経済項目	土地利用	土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度				—					
		・ 未利用地の解消の有無及びその程度				—						
		地域分断	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度				—					
	社会活動	移転	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度				○					
		スポーツ活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度									
		文化活動	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度									
	参加・協働	ボランティア	・ ボランティア活動の内容とその程度									
		コミュニティ	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容とその程度									
		環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容とその程度 ・ 意識啓発のための機会の増減									
	安全・衛生・安心	安全	・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度				—	○				
・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度						—	○					
・ 電力供給の安定度						—	○					
衛生		・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度										
消防・防災	・ 耐震性の程度				—	○						
	・ 津波対策の程度				—	○						
	・ 防火性の程度				—	○						
交通	交通渋滞	・ 交通量及び交通流の変化の程度		◎						◎		
	公共交通へのアクセシビリティ	・ 会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度		○				○		○		
	交通安全	・ 交通安全の変化の程度		◎				○		◎		
経済	経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容並びにその程度										
	雇用	・ 創出又は消失すると思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等										
	事業採算性	・ 会場ごとの施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度										

注1) ◎は、本資料において予測・評価を実施する事項又は計画の具体化に伴い予測・評価の見直しを実施する事項を示す。薄い網掛け () 以外の○は、評価書において環境影響評価を実施しているが、計画の具体化に伴い予測・評価の見直しを検討した結果、必要性がない事項を示す。—は、計画の具体化に伴い予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。
 2) 濃い網掛け (■) は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項、又は選手村としての設備等の持続的稼働が想定されない事項であるため、本書では対象としないことを示す。
 3) 薄い網掛け (○) のうち、開催中の環境影響要因は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行う。

表 3-3(1) 予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性の検討結果

項目	予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性	検討結果 ^{注)}
大気等	[工事用車両の走行] 選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟については、市街地再開発事業として、予測・評価を実施しているが、大会時関連工事等による工事用車両の走行が見込まれるため、予測・評価を実施する。予測事項は、「大気等の状況の変化の程度」とする。	○
	[建設機械の稼働] 選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟については、市街地再開発事業として、建設機械の稼働台数がピークとなる基盤整備工事、住宅棟（板状）の基礎工事、掘削工事及び基礎躯体工事を対象に予測・評価を実施している。 大会時関連工事等による建設機械の稼働は見込まれるものの、大会時関連工事等着工後の建設機械台数（仮施設整備及び恒久施設整備の合計台数）は、多くの建設機械が稼働する市街地再開発事業の住宅棟（板状）の基礎工事や掘削工事は終了していることから、「施工計画の変更について－（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業－」（平成 29 年 3 月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株)）における建設機械台数を下回る ¹ と考えられる。このため、予測・評価は実施しない。	×
土壌	会場エリアのうち、市街地再開発事業の計画地内については、土壌汚染対策法第 4 条及び環境確保条例第 117 条に基づく手続きを行い、土地利用の履歴から土壌汚染のおそれがあると考えられるエリアにおける土壌汚染状況調査を実施した。調査の結果、土壌溶出量及び土壌含有量ともに定量下限値を下回っており、土壌汚染は確認されなかった。また、市街地再開発事業の計画地以外については、土壌汚染対策法第 4 条及び環境確保条例第 117 条に基づく手続きを行い、土地利用の履歴から土壌汚染のおそれはないものと考えられる。このため、予測・評価の見直しは実施しない。 今後、工事の実施に伴い新たな土壌汚染が確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともにフォローアップ報告書で内容を明らかにする。	×
生物の生育・生息基盤	会場エリアのうち、市街地再開発事業の計画地内については、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成 27 年 12 月 東京都）として、予測・評価を実施済みである。予測・評価を実施していない市街地再開発事業の計画地以外については、晴海ふ頭公園を除き生物の生育・生息基盤はほとんど存在しないことから、新たに生物の生育・生息基盤に著しい影響を及ぼすおそれはない。晴海ふ頭公園については、選手村整備とは別の公園整備のため平成 29 年 10 月より休園となっている。このため、予測・評価の見直しは実施しない。	×
生物・生態系	会場エリアのうち、市街地再開発事業の計画地内については、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成 27 年 12 月 東京都）として、予測・評価を実施済みである。予測・評価を実施していない市街地再開発事業の計画地以外については、晴海ふ頭公園を除き生物の生育・生息環境はほとんど存在しないことから、新たに生物・生態系に著しい影響を及ぼすおそれはない。晴海ふ頭公園については、選手村整備とは別の公園整備のため平成 29 年 10 月より休園となっている。このため、予測・評価の見直しは実施しない。	×

注) 検討結果の○は、本資料において予測・評価を実施する事項を示す。×は、計画の具体化に伴い予測・評価の見直し又は予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。

1 建設機械の予測・評価は、「環境影響評価書－（仮称）晴海五丁目西地区開発計画－」（平成27年12月）において実施したが、その後の施工計画の見直しに伴い、「施工計画の変更について－（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業－」（平成29年3月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株)）において予測・評価の見直しを実施している。

表 3-3(2) 予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性の検討結果

項目	予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性	検討結果
緑	会場エリアについては、晴海ふ頭公園を除き植栽はほとんど存在しないことから、新たに緑に著しい影響を及ぼすおそれはない。晴海ふ頭公園については、選手村整備とは別の公園整備のため平成 29 年 10 月より休園となっている。このため、予測・評価は実施しない。	×
騒音・振動	[工事用車両の走行] 選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟については、市街地再開発事業として、予測・評価を実施しているが、大会時関連工事等による工事用車両の走行が見込まれるため、予測・評価を実施する。予測事項は、「工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動」とする。	○
	[建設機械の稼働] 選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟については、市街地再開発事業として、建設機械の稼働台数がピークとなる基盤整備工事、住宅棟（板状）の基礎工事、掘削工事及び基礎躯体工事を対象に予測・評価を実施している。大会時関連工事等による建設機械の稼働が見込まれるものの、大会時関連工事等着工後の建設機械台数（仮施設整備及び恒久施設整備の合計台数）は、多くの建設機械が稼働する市街地再開発事業の住宅棟（板状）の基礎工事や掘削工事は終了していることから、「施工計画の変更について－（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業－」（平成 29 年 3 月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株)）における建設機械台数を下回る ¹ と考えられる。このため、予測・評価は実施しない。	×
日影	選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟については、市街地再開発事業として、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。予測・評価を実施していない大会用仮施設等設置工事として整備する仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に日影に影響を及ぼすおそれはない。このため、予測・評価は実施しない。	×
景観	選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟については、市街地再開発事業として、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施している。予測・評価を実施していない大会用仮施設等設置工事として整備する仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に景観に影響を及ぼすおそれはない。このため、予測・評価は実施しない。	×
自然との触れ合い活動の場	会場エリアについては、晴海ふ頭公園を除き自然との触れ合い活動の場はほとんど存在しないが、晴海ふ頭公園については、選手村整備とは別の公園整備のため平成 29 年 10 月より休園となっている。このため、予測・評価は実施しない。	×

注) 検討結果の○は、本資料において予測・評価を実施する事項を示す。×は、計画の具体化に伴い予測・評価の見直し又は予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。

1 建設機械の予測・評価は、「環境影響評価書－（仮称）晴海五丁目西地区開発計画－」（平成27年12月）において実施したが、その後の施工計画の見直しに伴い、「施工計画の変更について－（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業－」（平成29年3月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株)）において予測・評価の見直しを実施している。

表 3-3(3) 予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性の検討結果

項目	予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性	検討結果
歩行者空間の快適性	本計画は、晴海地区に仮設施設を整備するものであり、公共交通機関から施設への歩行者経路に変化が生じない。このため、予測・評価は実施しない。	×
水利用	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な水の効率的利用への取組・貢献の程度に変化は生じない。このため、予測・評価は実施しない。	×
廃棄物	<p>選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟の建設に伴う建設発生土及び建設廃棄物等については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）及び「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 フォロアアップ計画書（選手村）」（平成28年4月 東京都）として、予測・評価を実施済みである。</p> <p>予測・評価を実施していない大会時関連工事等については、地下躯体を構築するような大規模な土工事や施設の建設工事を行わないことから、恒久施設整備と比べて建設廃棄物等の発生量も少ない。</p> <p>これらの仮設施設整備に伴い発生する建設廃棄物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物等については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。</p> <p>また、大会後は、仮設施設の資材等を可能な限り再利用する計画を検討中である。</p> <p>これらを踏まえ、大会前の大会時関連工事等に伴う建設廃棄物の再資源化等及び大会後の資材等の再利用等の取組みについては、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。</p>	×
エコマテリアル	<p>選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟の建設に伴うエコマテリアルについては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）として、予測・評価を実施済みである。</p> <p>予測・評価を実施していない大会時関連工事等に当たっては、大会組織委員会による「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」や「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に基づき資材等を調達する計画を検討中であることから、その計画を踏まえ、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。</p>	×
温室効果ガス	予測・評価を実施していない大会時関連工事等の建設機械の稼働に伴う影響については、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、影響は小さいと考えられる。このため、予測・評価の見直しは行わない。	×
エネルギー	予測・評価を実施していない大会時関連工事等の建設機械の稼働に伴う影響については、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、影響は小さいと考えられる。このため、予測・評価の見直しは行わない。	×

注) 検討結果の○は、本資料において予測・評価を実施する事項を示す。×は、計画の具体化に伴い予測・評価の見直し又は予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。

表 3-3(4) 予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性の検討結果

項目	予測・評価の必要性、又は予測・評価の見直しの必要性	検討結果
土地利用	本計画は、仮設施設を整備するものであり、土地利用に変化は生じない。このため、予測・評価は行わない。	×
地域分断	本計画は、仮設施設を整備するものであり、新たな地域分断は生じない。このため、予測・評価は行わない。	×
移転	会場エリアのうち、市街地再開発事業の計画地内については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）として、予測・評価を実施済みである。予測・評価を実施していない大会用仮設施設等工事として整備する仮設施設は、一時的に建設されるものであり、移転は生じない。このため、予測・評価の見直しは行わない。	×
安全	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、施設の側面から捉えた地域としての安全性に変化は生じない。このため、予測・評価は行わない。	×
消防・防災	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、火災、地震及び津波からの安全性に変化は生じない。このため、予測・評価は行わない。	×
交通渋滞	選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟の建設に伴う交通渋滞については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）として、予測・評価を実施しているが、その他の大会時関連工事等による工事用車両の走行が見込まれるため、開催前の予測・評価の見直し及び開催後の予測・評価を実施する。 予測事項は、「交通量及び交通流の変化の程度」とする。	○
公共交通へのアクセシビリティ	選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟の建設に伴う公共交通へのアクセシビリティについては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）として、予測・評価を実施している。予測・評価を実施していない大会時関連工事等に当たってもアクセス経路における歩車道線分離の状況に変化はない。このため、開催前の予測・評価の見直し及び開催後の予測・評価は行わない。	×
交通安全	選手村整備のうち、恒久施設の住宅棟（板状）及び商業棟の建設に伴う交通安全については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）として、予測・評価を実施しているが、その他の大会時関連工事等による工事用車両の走行が見込まれるため、開催前の予測・評価の見直し及び開催後の予測・評価を実施する。 予測事項は、「交通安全の変化の程度」とする。	○

注) 検討結果の○は、本資料において予測・評価を実施する事項を示す。×は、計画の具体化に伴い予測・評価の見直し又は予測・評価の必要性を検討した結果、必要性がない事項を示す。

4. 予測・評価の見直し

4.1 大気等

工事用車両の走行に係る大気等については、市街地再開発事業において「環境影響評価書 ー(仮称)晴海五丁目西地区開発計画ー」(平成27年12月 東京都)又は「施工計画の変更について ー(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業ー」(平成29年1月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株))として予測・評価を実施している¹。市街地再開発事業の予測・評価では、全ての予測地点において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準値を下回り、工事用車両の走行による寄与率も小さいとしている。

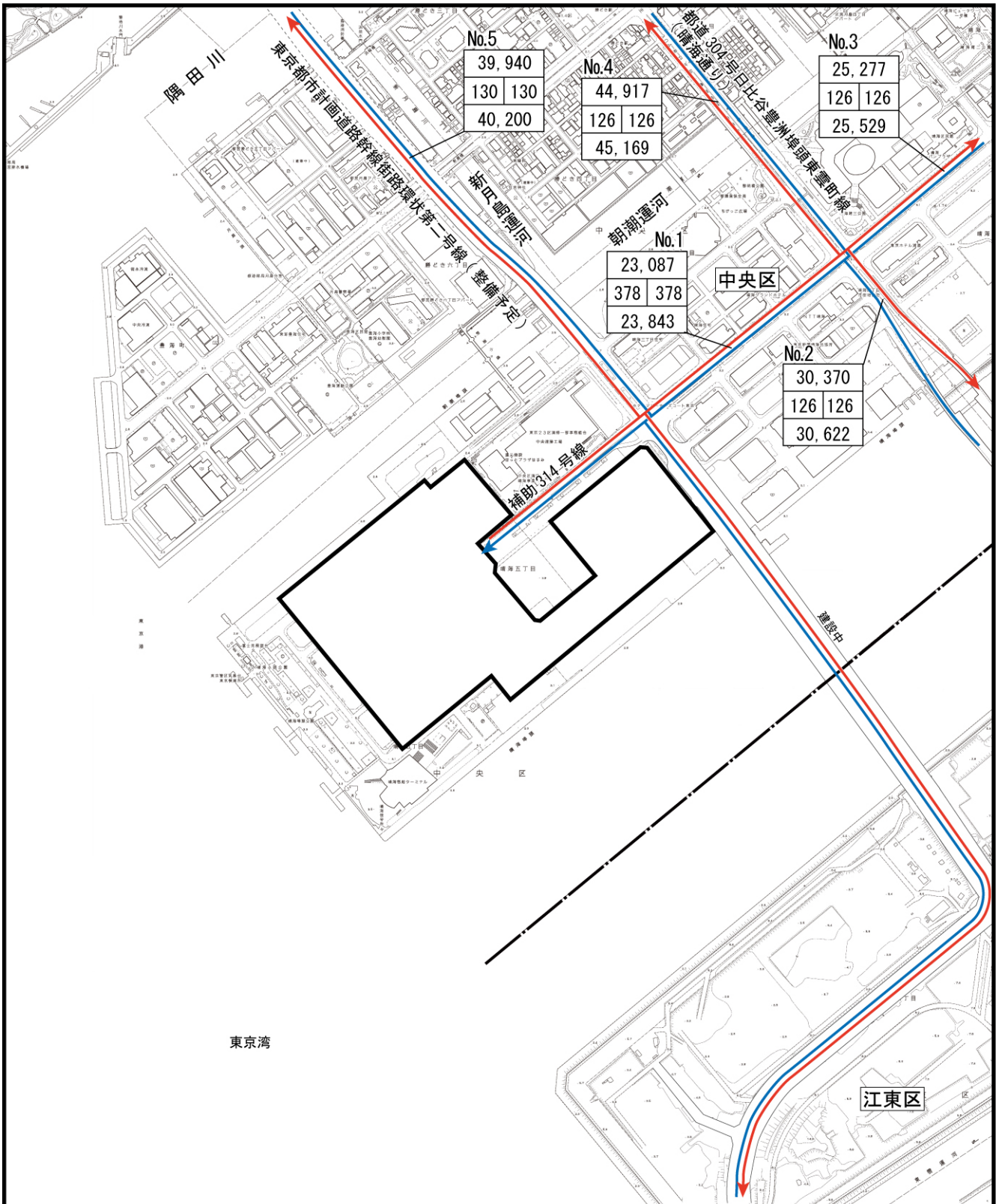
今回の施工計画の更新に伴い、大会時関連工事等に係る工事用車両が加わるが、大会時関連工事等着工後の工事用車両台数(大会時関連工事等及び恒久施設整備の合計台数)は、「環境影響評価書 ー(仮称)晴海五丁目西地区開発計画ー」(平成27年12月 東京都)において予測・評価を実施した際の工事用車両台数と比べて、大型車の割合が下回るほか、周辺道路断面における工事用車両台数(p.17参照)も下回る。

以上のことから、大会時関連工事等着工後についても沿道環境への影響は軽微であるとの評価の結論は変わらないと考えられる。

なお、東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線の豊洲方向にも工事用車両が走行するが、選手村の大会時関連工事等着工時点では同路線の築地～豊洲間は暫定開通の状態であり、全面開通時点と比べて通過交通量は減少することが見込まれることから、大会時関連工事等の工事用車両の影響を加味しても沿道への影響は全面開通時予測時点²と比べて小さいものと考えられる。

工事用車両の走行に当たっては、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検を周知・徹底するほか、工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める計画である。

-
- 1 工事用車両の予測・評価は、「環境影響評価書 ー(仮称)晴海五丁目西地区開発計画ー」(平成27年12月 東京都)において、図4.1-1(p.17参照)に示す周辺道路5断面において実施したが、その後、東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線の築地～豊洲間が未開通であったため、「施工計画の変更について ー(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業ー」(平成29年1月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株))において、図4.1-2(p.18参照)に示す東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線以外の4断面において予測・評価の見直しを実施している。また、東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線の築地～豊洲間が暫定開通することから「施工計画の変更について ー(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業ー」(平成30年10月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株))において、工事用車両の走行ルートを変更するとともに(p.19参照)、予測・評価の見直しの必要性がないことを示した。
- 2 東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線の豊洲地区における全面開通時点の予測・評価は、図4.1-4(p.20参照)に示す「事業計画の変更について 臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地区画整理事業」(平成29年7月 東京都・首都高速道路(株))において予測・評価の見直しを実施している。



No.5

39,940
130 130
40,200

No.4

44,917
126 126
45,169

No.3

25,277
126 126
25,529

No.1

23,087
378 378
23,843

No.2

30,370
126 126
30,622

凡 例

- 計画地
- 区界
- 集中車両ルート
- 発生車両ルート

将来基礎交通量 (台/日)	
工事用車両 (集中) 交通量 (台/日)*	工事用車両 (発生) 交通量 (台/日)*
将来交通量 (台/日)	

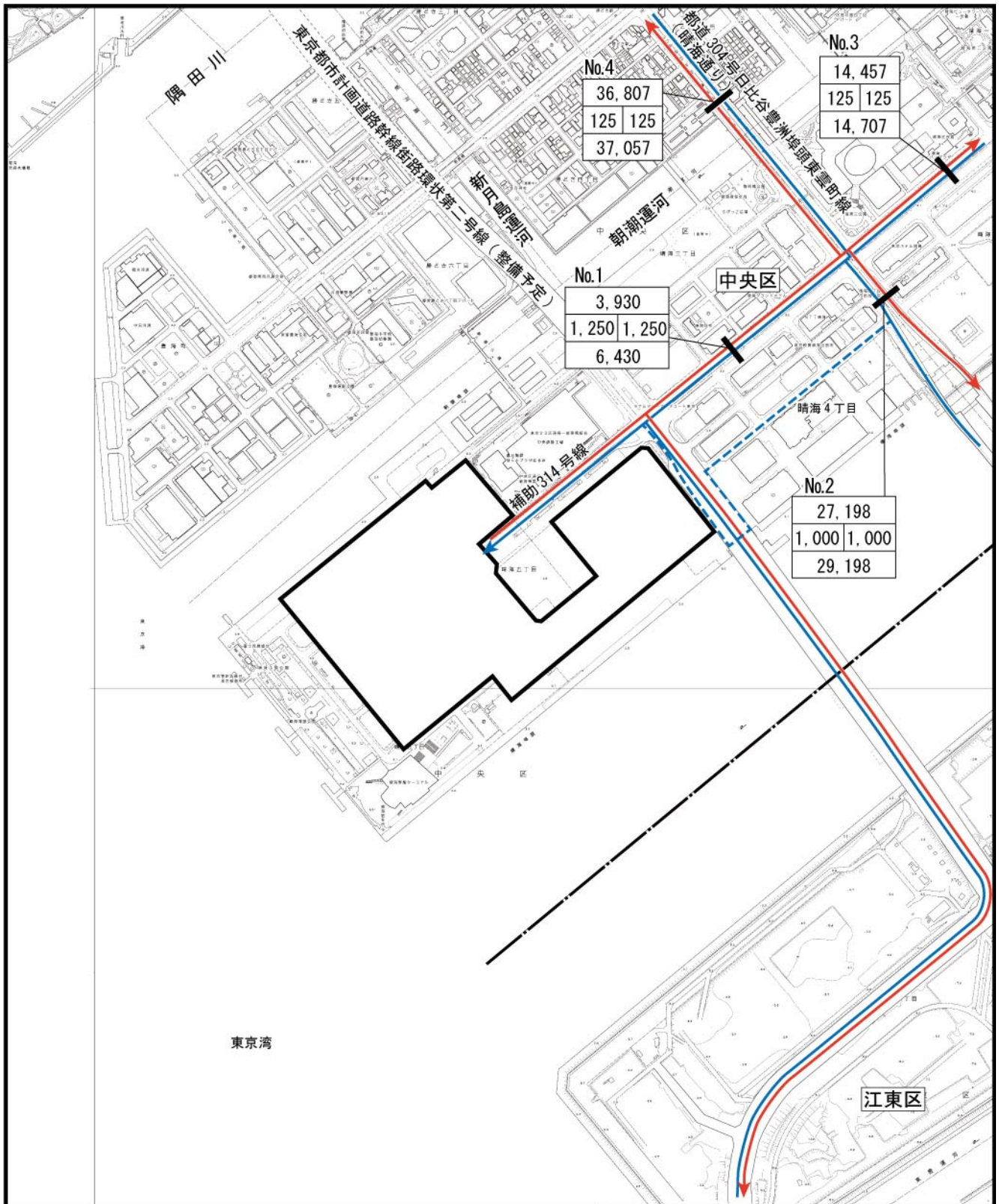


Scale 1:10,000



図 4.1-1
工事用車両の走行に伴う
影響の予測地点
(評価書 (平成 27 年 12 月))

* 工事用車両交通量は、ピーク月の台数を示す。



凡 例

- 計画地
 - 区界
 - 予測地点 (No.1 ~ No.4)
 - 集中車両ルート
 - 発生車両ルート
 - - - → 集中車両ルート(検討中ルート)
 - - - → 発生車両ルート(検討中ルート)
- | 将来基礎交通量 (台/日) | |
|-----------------------|-----------------------|
| 工事用車両 (集中) 交通量 (台/日)* | 工事用車両 (発生) 交通量 (台/日)* |
| 将来交通量 (台/日) | 将来交通量 (台/日) |
- * 工事用車両交通量は、ピーク月の台数を示す。

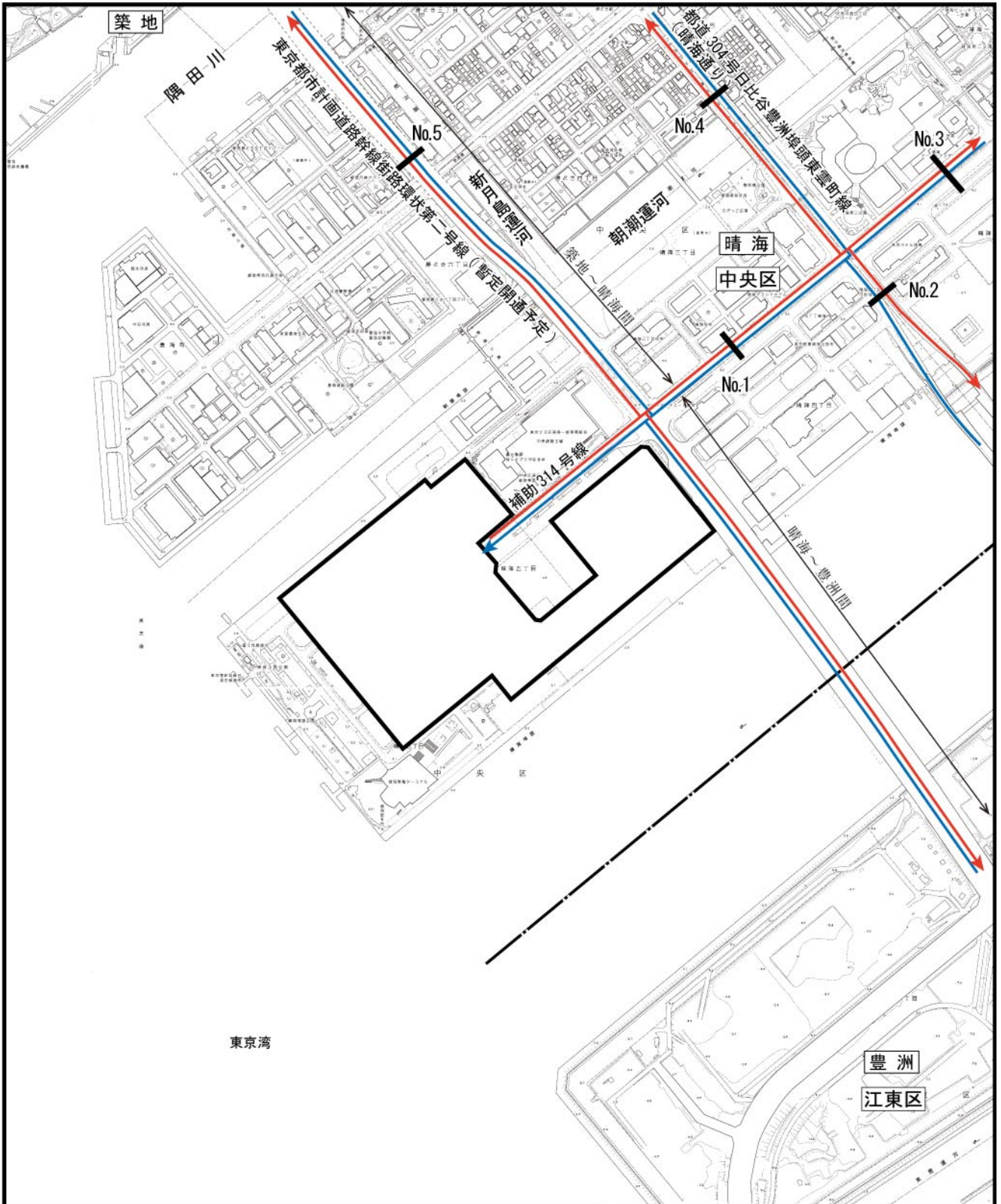


Scale 1:10,000



図 4.1-2
工事用車両の走行に伴う
影響の予測地点
(変更届 (平成 29 年 1 月))

引用：「施工計画の変更について - (仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業-」(平成 29 年 1 月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株))



凡例

- 計画地
- 区界
- 集中車両ルート
- 発生車両ルート
- 予測地点 (No.1 ~No.5)

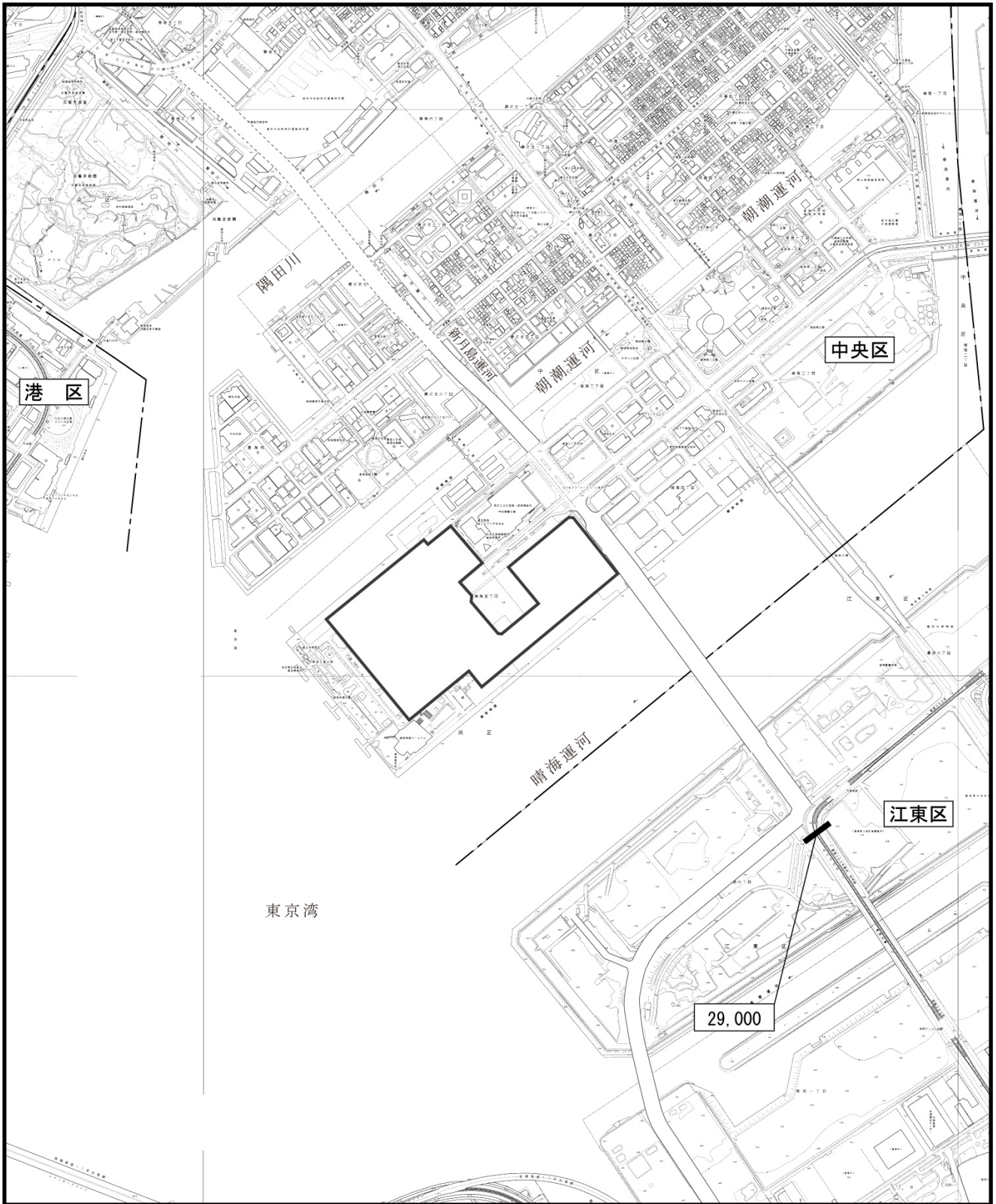


Scale 1:10,000


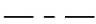



図 4.1-3
工事用車両の走行ルート
(変更届 (平成 30 年 10 月))

引用：「施工計画の変更について - (仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業-」(平成 30 年 10 月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株))



凡 例

-  (仮称)晴海五丁目西地区
第一種市街地再開発事業計画地
 -  区界
 -  予測地点
- 将来交通量 (台 / 日)



Scale 1:15,000



図 4.1-4
 工事用車両の走行に伴う
 影響の予測地点
 (変更届 (平成 29 年 7 月))

出典:「事業計画の変更について 臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地区画整理事業」(平成 29 年 7 月 東京都・首都高速道路(株))に一部加筆

4.2 騒音・振動

工事用車両の走行に係る騒音・振動については、市街地再開発事業において「環境影響評価書－(仮称)晴海五丁目西地区開発計画－」(平成27年12月 東京都)又は「施工計画の変更について－(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業－」(平成29年1月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株))として予測・評価を実施している¹。市街地再開発事業の予測・評価では、全ての予測地点において騒音の環境基準値及び振動の規制基準値を下回り、工事用車両の走行による寄与率も小さいとしている。

今回の施工計画の更新に伴い、大会時関連工事等に係る工事用車両が加わるが、大会時関連工事等着工後の工事用車両台数(大会時関連工事等及び恒久施設整備の合計台数)は、「環境影響評価書－(仮称)晴海五丁目西地区開発計画－」(平成27年12月 東京都)において予測・評価を実施した際の工事用車両台数と比べて、大型車の割合が下回るほか、周辺道路断面における工事用車両台数(p.17参照)も下回る。

以上のことから、大会時関連工事等着工後についても沿道環境への影響は軽微であるとの評価の結論は変わらないと考えられる。

なお、東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線の豊洲方向にも工事用車両が走行するが、選手村の仮施設整備時点では同路線の築地～豊洲間は暫定開通の状態であり、全面開通時点と比べて通過交通量は減少することが見込まれることから、工事用車両の影響を加味しても沿道への影響は全面開通時予測時点²と比べて小さいものと考えられる。

工事用車両の走行に当たっては、適切なイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検を周知・徹底するほか、工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める計画である。

-
- 1 工事用車両の予測・評価は、「環境影響評価書－(仮称)晴海五丁目西地区開発計画－」(平成27年12月 東京都)において、図4.1-1(p.17参照)に示す周辺道路5断面において実施したが、その後、東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線の築地～豊洲間が未開通であったため、「施工計画の変更について－(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業－」(平成29年1月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株))において、図4.1-2(p.18参照)に示す東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線以外の4断面において予測・評価の見直しを実施している。また、東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線の築地～豊洲間が暫定開通することから「施工計画の変更について－(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業－」(平成30年10月 東京都・三井不動産レジデンシャル(株))において、工事用車両の走行ルートを変更するとともに(p.19参照)、予測・評価の見直しの必要性がないことを示した。
- 2 東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線の豊洲地区における全面開通時点の予測・評価は、図4.1-4(p.20参照)に示す「事業計画の変更について 臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地区画整理事業」(平成29年7月 東京都・首都高速道路(株))において予測・評価の見直しを実施している。

4.3 交通渋滞

工事用車両の走行に係る交通渋滞については、選手村実施段階環境アセスメントにおいて「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）として予測・評価を実施している。選手村実施段階環境アセスメントの予測・評価では、全ての予測地点において評価の指標（交通流の現況）は満足するとしている。

今回の施工計画の更新に伴い、大会時関連工事等に係る工事用車両が加わるが、大会時関連工事等着工後の工事用車両台数（大会時関連工事等及び恒久施設整備の合計台数）は、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）において予測・評価を実施した周辺道路断面における工事用車両台数（p. 17参照）を下回る。

以上のことから、大会時関連工事等着工後についても評価の結論は変わらないと考えられる。

なお、東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線の豊洲方向にも工事用車両が走行するが、選手村の仮施設整備時点では同路線の築地～豊洲間は暫定開通の状態であり、全面開通時点と比べて通過交通量は減少することが見込まれることから、工事用車両の影響を加味しても沿道への影響は全面開通時予測時点¹と比べて小さいものと考えられる。

工事用車両の走行に当たっては、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底するほか、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないように配慮する計画である。

4.4 交通安全

工事用車両の走行に係る交通安全については、選手村実施段階環境アセスメントにおいて「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）として予測・評価を実施している。選手村実施段階環境アセスメントの予測・評価では、評価の指標（歩車分離の現況）は満足するとしている。

今回の施工計画の更新に伴い、大会時関連工事等に係る工事用車両が加わるが、大会時関連工事等着工後の工事用車両台数（大会時関連工事等及び恒久施設整備の合計台数）は、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（選手村）」（平成27年12月 東京都）において予測・評価を実施した周辺道路断面における工事用車両台数を下回る。また、大会時関連工事等着工後のアクセス経路における歩車道線分離の状況に変化はない。

以上のことから、大会時関連工事等着工後についても評価の結論は変わらないと考えられる。

工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守、歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認を徹底するほか、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の一般歩行者の通行に支障を与えないように配慮する計画である。

1 東京都都市計画道路幹線街路環状第二号線の豊洲地区における全面開通時点の予測・評価は、図4.1-4（p. 20参照）に示す「事業計画の変更について 臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地区画整理事業」（平成29年7月 東京都・首都高速道路(株)）において予測・評価の見直しを実施している。

5. フォローアップ計画の見直し

選手村のフォローアップは、平成 30 年 4 月 5 日に、土壌、廃棄物、エコマテリアル、温室効果ガス、エネルギー、移転、交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ及び交通安全を対象としたフォローアップ報告書（大会開催前その 1）を公表した。

今般、大会時関連工事等の整備計画の具体化に合わせ、「4. 予測・評価の見直し」に示したとおり、大気等、騒音・振動、交通渋滞及び交通安全について予測・評価を見直した。その結果、いずれも見直し前と同等以下であったが、今後、予測条件とした大会時関連工事等の車両台数についてフォローアップを実施する。

大会時関連工事等の車両台数のフォローアップ調査の計画は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 大会時関連工事等の車両台数のフォローアップ調査計画

調査事項	・ 工事用車両の走行の状況 ・ 一般車両の状況
調査時点	工事用車両の走行台数が最大となる時点(大会時関連工事等の工事着工後 10 か月目) ^{注)} とする。
調査地点	【工事用車両の状況】 工事用車両走行ルート上の 5 地点及び工事用車両の出入口とする。 【一般車両の状況】 工事用車両走行ルート上の 5 地点とする。
調査手法	ハンドカウンタによる計測（大型車、小型車の 2 車種分類）及び関連資料（建設作業日報等）の整理による方法とする。

注)大会時関連工事等の工事用車両台数が最大となるのは、大会時関連工事等の工事着工後 15 か月目（選手村整備の全体としては工事着工後 39 か月目）であるが、市街地再開発事業も含めた工事用車両台数のピークは、大会時関連工事等の工事着工後 10 か月目（選手村整備の全体としては工事着工後 34 か月目）である。

資 料 編

1. 選手村の計画の目的及び内容

1.1 内容

1.1.1 施工計画

(1) 工事用車両

選手村整備に係る工事用車両の台数は、表 1.1-1(1)及び(2)に示すとおりである。

大会時関連工事等の工事用車両台数のピークは、大会時関連工事等の工事着工後 15 か月目（選手村整備の全体としては工事着工後 39 か月目）である。市街地再開発事業及び大会時関連工事等の工事用車両の走行台数が最も多くなる時期は、大会時関連工事等の工事着工後 10 か月目（選手村整備の全体としては工事着工後 34 か月目）であり、1,568 台/日である。

